

## 今後の京都大学オープンコースウェアに関するタスクフォース要項

令和4年9月13日 総長裁定制定

第1 高等教育研究開発推進センターの廃止に伴い、次に掲げる事項について検討するため、今後の京都大学オープンコースウェア（以下「OCW」という。）に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置く。

- (1) OCWの方針に関する事項
- (2) OCWの運営に関する事項
- (3) その他OCWに関する重要な事項

第2 タスクフォースは、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当の理事
- (2) 広報担当の理事
- (3) 渉外担当の理事
- (4) 大学院教育支援機構長
- (5) 情報環境機構長
- (6) その他委員長が指名する者

第3 タスクフォースに委員長を置き、教育担当の理事をもって充てる。

2 委員長は、タスクフォースを招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4 タスクフォースは、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、委員長の承認を得て、当該委員が指名する者を代理として出席させることができる。

第5 タスクフォースは、必要と認めるときは委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 タスクフォースに関する事務は、関連部局の協力を得て、教育推進・学生支援部において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、タスクフォースの議事の運営その他必要な事項は、タスクフォースが定める。

### 附 則

この要項は、令和4年9月13日から実施する。